

契 約 書

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

医療法人 ほーむけあ

ほーむけあクリニック

(介護保険事業所番号：3410124972)

契約日 令和 年 月 日

利用者 様（以下甲）及び連帯保証人（以下乙）と、事業所 訪問リハビリテーションほむけあ（以下丙）は 丙が甲に対して行う訪問リハビリテーションについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

1) 丙は、利用者に対し、介護保険法等関係法令及びこの契約書（以下、「本契約」といいます）に従い、甲の可能な限り、居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能維持回復を図るために、訪問リハビリテーションサービスを提供し、甲及び乙は、本契約の記載事項を遵守し、訪問リハビリテーションサービスを利用します。

2) 丙は、甲の要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態」区分）、介護保険被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対し、サービスを提供します。

3) 甲は丙のサービス提供を受けたい時は、丙に対し別に定める訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書（以下、「重要事項説明書」といいます）の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

第2条（契約期間）

1) この契約の期間は、本契約日より、第5条～第8条に基づく契約終了まで、本契約に定めるところにしたがって、丙が提供する訪問リハビリテーションのサービスを利用できません。

第3条（訪問リハビリテーションサービス計画書の作成及び変更）

1) 丙は、医師の診断に基づいて、甲の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成します。

2) 丙は、訪問リハビリテーションを作成・変更した場合、甲・家族に対して説明を行い、甲・家族の同意を得るものとします。

3) 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

4) 次のいずれかに該当する場合、丙は、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画を変更します。

1 甲の心身状況などの変化により、当該訪問リハビリテーション計画を要する場合

2 甲およびその家族などが、訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合

第4条（訪問リハビリテーションサービス内容およびその提供）

1) 丙は、第3条によって作成された訪問リハビリテーション計画書に基づき、甲に対して訪問リハビリテーションのサービスを提供します。

第5条 (契約の終了)

次の項目に該当する事由が生じた場合には本契約は終了します。

- ア. 第6条に基づき、甲及び乙からの解約の意思表示がなされたとき。
- イ. 第7条に基づき、丙から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ウ. 第8条に基づき、丙から契約解除の意思表示があったとき。
- エ. 甲が介護保険施設等に入所したとき（短期入所は除く）
- オ. 甲の要介護状態が「適用除外」となったとき。
- カ. 甲が死亡したとき。
- キ. サービス提供地域以外に、事前通知なしで移転されたとき

第6条 (利用者の解約権)

甲及び乙は丙に対し、この契約の解除を申し出ることができます。この場合には、3日以上
上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日には契約は解除されます。

第7条 (事業者の解除権)

1) 丙は、甲及び乙が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、丙の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合には、文書により、1週間以上の予告期間をもって、本契約を解除することができます。

2) 丙は、前項により本契約を解除する場合には、このサービスを調整した介護支援専門員、又は甲及び乙の住所を管轄とする市町村と協議し、必要な措置を取ります。

第8条 (利用料の滞納)

1) 甲及び乙が正当な理由なく丙に支払うべき利用料（各種保険自己負担分及びキャンセル料、交通費等）の自己負担分を2ヶ月以上滞納した場合は丙は甲及び乙に対し本契約を解除する旨を勧告することができます。当勧告は、契約解除予定日より1か月以上前に書面にて甲及び乙に通知することとします。

2) 乙は前項の勧告を行った場合には、第7条2項と同様の措置を取ります。

3) 丙は前項の措置を講じた上で、甲又は乙が第1項の期間内に滞納金の支払いを完了しなかった場合には、書面をもって本契約を解除することができます。

第9条 (損害賠償)

丙は甲に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故による甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、丙の過失が認められなかった場合にはこの限りではありません。

第10条 (秘密保持)

1) 丙及びその従業員は、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た個人情報に関する守秘義務を負います。

2) 丙は、そのスタッフが退職後、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た情報を漏洩しないように指導します。

3) 甲及び乙は、別に提出した「個人情報の利用目的に関する同意書」の記載事項の他、丙

が担当者会議等保険・医療・福祉関連において甲及び乙の個人情報を利用することを承諾します。

第11条（苦情処理）

1) 甲及び乙は、提供されたサービスに不満がある場合は、別に定める「重要事項説明書」記載の苦情解決窓口に、苦情の申し立てをすることができます。

2) 丙は、甲に提供した訪問看護サービスについて、甲及び、乙から苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上と改善に努めます。

3) 丙は、甲及び乙が苦情申し立てを行った場合、これを理由として甲及び乙に不利益な扱いをしません。

第12条（契約外条項）

本契約に定めない事項については、医療保険及び介護保険法等その他法令の定めるところを尊重し、第1条記載目的のため、甲及び乙の協議により定めます。

第13条（代理契約及び連帯保証人）

本契約に定める各条項について、乙は甲を連帯して保証する他、甲の心身の疾患、障害における社会的契約能力、利用料自己負担額分支払能力喪失等が認められる場合は、甲の代理契約人になることに同意します。

第1条～13条の内容と別に定める「重要事項説明書」及び「個人情報の利用目的に関する同意書」の内容について了承し、訪問リハビリテーションサービスについて契約致します。

令和 年 月 日

利用者 住所.....
氏名.....印
電話番号 () -

身元保証人 住所.....
(署名代行者)
氏名.....印
(続柄)
電話番号 () -

事業者 住所 広島市中区竹屋町 8-8
名称 医療法人ほ一むけあ ほ一むけあクリニック
訪問リハビリテーションほ一むけあ
代表者 理事長 小西 太 ㊟

尚、当契約を証するため契約書を二通作成し、それぞれが保有することとします。